

建設工事等競争入札参加資格審査申請について（令和5・6年度追加申請）

山陽小野田市監理室

山陽小野田市（水道局及び病院局を除く。）が発注する建設工事等の入札に参加しようとする者が、資格審査を申請する場合は、以下の内容を十分熟知し、間違いのないように注意してください。

詳細な事項及び不明な点は、監理室へお問い合わせください。

なお、建設工事等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）と直接関係のない書類は添付しないでください。

【1】申請者の資格

申請区分	申請者の資格
建設業	建設業法第2条第3項に規定する建設業者で、同法第27条の23の経営事項審査を受け、同法第27条の27の経営規模の評価の通知及び同法第27条の29の総合評定値の通知を受けている者。 ただし、申請日時点において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」である者に限る。
測量業	測量法第10条の3に規定する測量業者
土木関係建設コンサルタント業務	公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第3号に規定する建設コンサルタントのうち、土木関係コンサルタント業務を営む者。
建築関係建設コンサルタント業務	公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第3号に規定する建設コンサルタントのうち、建築士事務所等建築関係コンサルタント業務を営む者。 ただし、業務に関し、法律上登録を必要とするものにあつては、当該登録を受けている者に限る。
地質調査業	地質調査業者登録規程第2条第1項の登録を受けている地質調査業者
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程第2条第1項の登録を受けている者。 不動産鑑定、土地家屋調査士など登記手続等補償に関する業務を行うことを請け負い、又は受託する営業を営む者。 ただし、業務に関し、法律上登録を必要とするものにあつては、当該登録を受けている者に限る。 ※計量証明の登録は、物品の業務委託「16. 調査・検査」で申請してください。物品の申請の詳細は、ホームページをご確認ください。

【2】申請の区分

A 建設工事	同一企業がAとBを申請する場合は、申請書類を別々に作成してください。
B 測量、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント等の業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）	

【3】経営事項審査の審査対象期間等

経営事項審査は、申請日において有効なものに限る。

【4】申請書類の受付期間、提出方法

申請書類は、下表の受付期間内に提出してください。

受付期間以外の申請は一切受け付けません。

受付期間	令和6年1月22日（月）から令和6年2月9日（金）まで （受付時間 8時30分から17時15分まで）	
提出方法	原則として郵便・宅配便等による（受付期間の最終日必着） ※市からの受付確認の受領証等（葉書を含む。）は発送しません。 同封された場合でも返送しません。配達証明等を御利用ください。	
提出部数	1部	・A4判サイズの紙製ファイル（フラットファイル等、色指定なし。）に穴を開けて綴じ込んでください。 ・ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入してください。

【5】申請書類の提出先・連絡先

山陽小野田市監理室（山陽小野田市役所 第2別館2階）

〒756-8601

山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

電話：0836-82-1180（直通） FAX：0836-83-2604（代表）

【6】申請書類（申請書及び添付書類）

提出が必要な申請書類は、別表1「申請書及び添付書類一覧表」のとおりです。

記入提出の際は、次の「共通事項」、「【7】申請書類作成に当たっての留意事項」並びに添付書類の様式ごとの記入要領及び欄外の注意事項に留意してください。

<共通事項>

- ① 申請書類に虚偽の記入をし、又は重要な事項を記入しなかった場合は入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合には認定を取り消すことがあります。
- ② 申請書類は、別表1の順番にファイルに綴じ込んでください。（【4】参照）
- ③ **申請書類は山陽小野田市指定の様式とします。**
ただし、営業所一覧（第5号様式）、建設工事等経歴書（第6号様式）、技術者経歴書（第7号様式）、使用印鑑届（第9号様式）、委任状（第10号様式）については、市が求めている記入内容と同じであれば他の様式でも支障ありません。
- ④ 別表1「申請書及び添付書類一覧表」の書類は、別表2「書類を省略できる場合」に該当する場合は省略することができます。
- ⑤ 申請書類は日本語で作成し、その他の書類で外国語により記載されたものは訳文を添付してください。
- ⑥ 納税証明書、商業登記簿謄本及び印鑑証明書は、いずれも申請日前3カ月以内に、

また、保険・共済等の加入を証する書類は、申請日前1年以内に証明されたものに限ります。

【7】申請書類作成に当たっての留意事項

各様式にも記入要領を記載していますので、御確認ください。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

1 建設工事等競争入札参加資格審査申請書

第1号様式（その1）・・・（建設業者）

第1号様式（その2）・・・（測量・建設コンサルタント等業者）

「新規」「継続」「再登録」の意味は次のとおりです。

- ・新 規：山陽小野田市へ初めて申請をする場合
- ・継 続：現在、すでに登録されている場合
- ・再登録：過去に登録されたことがあるが途中中断し、今回新たに申請する場合
日付は、提出日を記入してください。

法人の代表者は、氏名だけでなく役職名も記入してください。

登録簿上の所在地と実際の所在地が異なる場合は、両方の所在地を記入してください。（登録簿上の所在地は（ ）書きにしてください。）

市内及び市外の建設業者は、第1号様式（その1）の「入札参加を希望する業種」欄に、入札参加を希望する業種のみを記入してください。**（建設工事の業態調書（第3号様式（その1））で入札申請をした業種と一致すること。）**

2 入札参加資格審査申請登録票（第2号様式）

様式の記入要領を御確認ください。

3 業態調書

第3号様式（その1）・・・建設業者

第3号様式（その2）・・・測量・建設コンサルタント等業者

4 経営規模総括表（第4号様式）

測量・建設コンサルタント等の申請者のみ提出してください。建設工事の申請者は、提出不要です。

記入対象となる「職員」とは、申請日において、雇用期間を定めることなく雇用されている者であって社会保険及び雇用保険の被保険者である者等をいいます。（パートタイム、アルバイト等短期雇用職員は除きます。）

5 測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し（2年分）

測量業者は、必ず添付してください。

測量法第55条の8第1項 測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、**当該事業年度の営業経歴書**及び当該事業年度に係る第55条の3第3号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。
測量法第55条の3第3号 直前一年の事業年度の財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの

6 現況報告書の写し（2年分）

建設コンサルタント登録業者、地質調査業者及び補償コンサルタント登録業者は、必ず添付してください。（国土交通省に提出済みの受付印のあるもの）

経営規模総括表（上記4）に記載する**各事業種類別の年間実績額**が決算書等に明記されていない場合は、その額がわかる資料（社内的な資料で可）を添付してください。

7 申請日から1年3カ月前の日以降において確定した決算で、申請日直近の事業年度の終了日以前2年の各営業年度の財務諸表

土木関係建設コンサルタント（登録業者を除く。）、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント（登録業者を除く。）に限り添付してください。

損益計算書の完成事業高欄は、測量、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査業、補償関係コンサルタント、その他に区分して記入してください。損益計算書にこの区分が明記されていない場合は、区分ごとの実績が分かる資料（社内的な資料で可）を添付してください。

決算日の変更等により、申請日直前の事業年度の終了日以前2期の決算が2年に満たない場合には、2年に達するまで遡った決算期の財務諸表を添付してください。

財務諸表の最初の部分に「消費税抜き表示」であるか「消費税込み表示」であるかの別を記入してください。

8 許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書

建設業者、測量業者、建設コンサルタント登録業者、建築関係建設コンサルタント（建築設備に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者を除く。本項目以下同じ。）、地質調査業者及び補償関係コンサルタントに限り、1ページに定める「申請者の資格」を有することが確認できる証明書等を添付してください。証明書等の様式は定めていませんので、国土交通省又は各都道府県で発行するものによりますが、申請書類提出日になるべく近い日付のものを提出してください。

証明書及び通知書は、写しでもかまいません。（許可（登録）の更新手続中の場合は、証明書又は通知書の写しと更新申請書（提出先の受付印のあるもの）の写しを併せて提出してください。）

9 営業所一覧（第5号様式）

市外業者のみ、提出してください。市内業者は、提出不要です。

10 建設工事等経歴書（第6号様式）

申請日の直前2年間に於いて請け負った工事又は業務（未完了のものを含む。）について主なものを記入してください。請負代金又は委託料の額については、消費税込みの金額で記入してください。

※書類管理上、別冊等の製本された経歴書は添付しないでください。主な工事等（官公庁）を選んで作成してください。

11 技術者経歴書（第7号様式）

※市内業者（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業者）のみ提出してください。市外業者は提出不要です。

申請日時点で在籍する技術者（雇用期間を定めることなく常時雇用されている者であって、社会保険及び雇用保険の被保険者である者等。非常勤職員、パートタイム、アルバイト等短期雇用職員は除く。）を記入してください。

継続申請をする場合は、この様式に技術者の資格証明書及び雇用関係を示す書類を添付する必要はありません。受付期間の前に「指名競争入札参加者技術者名簿」を送付しますので、**これと内容が一致するように作成してください。**

新規又は再登録で申請をする場合は、この様式に技術者の資格証明書及び雇用関係を示す書類（健康保険証の写し等）を添付してください。

※健康保険証の写しを添付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。

12 納税証明書一覧（第8号様式）

未納（滞納）がないことを証する納税証明書（申請日前3カ月以内に証明されたもの。）を添付してください。証明の対象となるものは、国税、山口県税、山陽小野田市税です。**他県税又は他市町村税の納税証明書は不要です。**

消費税及び地方消費税については、免税事業者であれば、当該納税証明書の提出は不要です。

※国税、県税、市税とも、納税証明書は写しでかまいません。

※市外業者で、山陽小野田市内に営業所等がなくても市税の納付義務がないとは限りません。必ず、本社等で納税の有無を確認してください。

13 商業登記簿謄本（法人の場合）、誓約書（代表者が個人の場合）（第11号様式）

法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書。いずれも申請日前3カ月以内に証明されたもの。）の写しを提出してください。

代表者が個人の場合は、誓約書（第11号様式）を提出してください。日付は、提出日を記入してください。

※代表者の自署の場合は押印省略可

14 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書または、提出済の総合評定値請求書の写し（申請日現在、審査申請中の場合のみ）

市内及び市外の建設業者は、建設業法施行規則第19条の9、第21条の4による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値（P）の記載のあるもの）で、**申請日現在で有効かつ最新のもの**の写しを提出してください。

なお、申請日現在、経営事項審査を申請中の場合は、提出済の総合評定値請求書（審査行政庁の奥書証明又は受付印のあるものに限る。）の写しを併せて提出してください。

測量・建設コンサルタント等の申請者は、提出不要です。

15 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」であることを証する書類の写し

添付する直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入状況が「未加入」であった後に、当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった者は、それぞれ当該事実を証明する書類（「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」等）の写しを添付してください。

16 委任状（営業所長等に代理権を与えた場合）（第10号様式）※写し不可

営業所長等に年間を通じて入札や契約及び代金請求等の代理権を与える場合には、その代理権限を証する書類として、この委任状を提出してください。

日付は、提出日を記入してください。

※年間を通じて代理権を営業所長等に委任しない場合及び市内業者は提出不要です。

17 建設業従事職員数一覧表（第12号様式）

※市内建設業者のみ提出してください。市外の建設業者及び測量・建設コンサルタント等業者は、提出不要です。

申請日時点の常勤職員数（雇用期間を定めることなく雇用されている者であって社会保険及び雇用保険の被保険者である者等。パートタイム、アルバイト等短期雇用職員は除く。）について営業所別に記入してください。

市内に存する営業所に所属する者から順次、50人に達するまでの職員の氏名、生年月日等を別表に記入してください。

※山口県の様式ではなく、山陽小野田市指定の様式（役員を含むもの。）を使用してください。

18 使用印鑑届（第9号様式）※写し不可

日付は、提出日を記入してください。

19 印鑑証明書 ※写し可

申請日前3カ月以内に証明されたものを提出してください。

20 暴力団排除に関する誓約書（第13号様式）※写し不可

日付は、提出日を記入してください。

※代表者の自署の場合は押印省略可

21 保険・共済等加入状況

※市内建設業者のみ提出してください。市外の建設業者及び測量・建設コンサルタント等業者は、提出不要です。

建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団、建設業労働災害防止協会に加入している場合、それを証する書類として、加入（履行）証明書（申請日前1年以内

に証明されたもの)の写しを提出してください。

例：建設業退職金共済組合の共済契約履行（加入）証明書、中小企業退職金共済事業団の共済契約加入証明書、建設業労働災害防止協会加入証明書

22 ISO認証取得状況

※市内建設業者のみ提出してください。市外の建設業者及び測量・建設コンサルタント等業者は、提出不要です。

ISO9001、ISO14001の認証を取得している者は、**認証取得日及び登録範囲を示す登録証（日本語版）**の写しを提出してください。ただし、外国語表記の登録証については、日本語訳文を添付してください。

23 「競争入札参加者技術者名簿」を申請書類提出日現在で修正したもの

※市内建設業者のみ提出してください。市外業者及び市内の測量・建設コンサルタント等業者は、提出不要です。

現時点で監理室に届け出のある「競争入札参加者技術者名簿」の写しをお送りします。（定期申請時に送付します。）**技術者経歴書と内容が一致するように赤ペンで訂正（追記する場合は、余白に記入するか別葉にすること。また、削除する場合は二本線で見え消しすること。）**した上で提出してください。（「11 技術者経歴書」参照のこと。）

24 84円切手を貼付した返信用封筒1通

サイズが**長形3号**で、希望返送先を記入し、**84円切手**を貼ったものを1通提出してください。資格審査結果の通知を同封してお送りします。**送付は、6月頃の予定です。**

【8】資格審査結果の通知及び有効期間について

建設工事等競争入札参加有資格者名簿は、市役所本庁の公共工事入札結果等閲覧場所で公表するとともに、**各申請者に審査結果等の通知を行います。**

建設工事等競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加有資格者の登録の告示の日から令和7年（2025年）3月31日までとします。ただし、次期の告示がされるまでの間は、引き続きその効力を有するものとします。

【9】審査事項等の変更について

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書には、有効期限（審査基準日の1年7カ月後）がありますので、有資格者名簿に登録された建設業者は、有効期限までに新しいものの写しを提出する必要があります。**毎年新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを監理室に提出してください。（郵送等可。この場合、変更届を提出する必要はありません。通知書の写しだけを提出してください。）**

申請書類を提出後、申請事項に変更があった場合は、「競争入札参加資格審査事項等変更届」（山陽小野田市指定の様式）に必要な関係書類を添えて市監理室に提出

してください。

変更届の様式は、山陽小野田市のホームページ (<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp>) の「産業・観光」→「入札・契約」→「各種申請・登録制度」→「競争入札参加資格に関する変更（建設・コンサル）」からダウンロードできます。

別表1

申請書及び添付書類一覧表

(注) ●は、必ず提出する書類、×は提出しなくてよい書類、▲は別表2「書類を省略できる場合」の区分により提出が省略できる書類

番号	様式等の名称	市内建設業者	市外建設業者	測量業者	土木関係建設コンサルタント・補償関係コンサルタント	建築関係建設コンサルタント	地質調査業者	写し可否
1	競争入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	● (その1)		● (その2)				否
2	入札参加資格審査申請登録票 (第2号様式)	●	●	●	●	●	●	可
3	業態調書 (第3号様式)	● (その1)		● (その2)				可
4	経営規模総括表 (第4号様式)	×	×	●	●	●	●	可
5	測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類 (2年分)	×	×	●	×	×	×	可
6	現況報告書の写し (2年分)	×	×	×	▲1	×	●	可
7	申請日から1年3カ月前の日以降において確定した決算で、申請日直近の事業年度の終了日以前2年の各営業年度の財務諸表	×	×	▲2	▲2	●	▲2	可
8	許可(登録)証明書(写し可)又は許可(登録)通知書の写し	●	●	●	▲1	▲3	●	可
9	営業所一覧 (第5号様式)	×	●	●	▲2	●	▲2	可
10	建設工事等経歴書 (2年分) (第6号様式)	●	●	▲2	▲2	●	▲2	可
11	技術者経歴書 (第7号様式)	●	×	▲4	▲4	▲4	▲4	可
12	納税証明書一覧 (第8号様式)	●	●	●	●	●	●	可
	国税納税証明書(法人用又は個人用)	●	●	●	●	●	●	可
	山口県税納税証明書	●	▲5	▲5	▲5	▲5	▲5	可
	山陽小野田市税納税証明書	●	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	可
13	商業登記簿謄本(法人の場合)	●	●	●	●	●	●	可
	誓約書(代表者用:個人の場合) (第11号様式)	●	●	●	●	●	●	否
14	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書及び提出済の総合評定値請求書の写し	●	●	×	×	×	×	可
15	雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」であることを証する書類の写し	▲7	▲7	×	×	×	×	可
16	委任状 (第10号様式)	×	▲8	▲8	▲8	▲8	▲8	否
17	建設業従事職員数一覧表 (第12号様式)	●	×	×	×	×	×	可
18	使用印鑑届 (第9号様式)	●	●	●	●	●	●	否
19	印鑑証明書	●	●	●	●	●	●	可
20	暴力団排除に関する誓約書 (第13号様式)	●	●	●	●	●	●	否
21	保険・共済等加入状況の写し	▲9	×	×	×	×	×	可
22	I S O認証取得を示す登録書の写し	▲10	×	×	×	×	×	可
23	「競争入札参加者技術者名簿」を申請日現在で見え消し等修正したもの	▲11	×	×	×	×	×	可
24	返信用封筒 1通(84円切手貼付)	●	●	●	●	●	●	否
申請書の提出部数		1部						

記入提出にあたっては、2ページの「共通事項」、3ページの「【7】申請書類作成に当たっての留意事項」並びに添付書類の様式ごとの記入要領及び欄外の注意事項に留意して明確に記入してください。

別表2

書類を省略できる場合

記号	省略できる場合								
▲1	土木関係建設コンサルタントにあつて、建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けていない場合又は補償関係建設コンサルタントにあつて、補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けていない場合								
▲2	<p>測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類又は現況報告書の写し（2年分）を提出した場合（アの業者はこの書類の提出が必要です。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 業者</th> <th>イ 書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量業者</td> <td>測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント登録規程第2条により登録されている土木関係建設コンサルタント（以下「建設コンサルタント登録業者」という。）</td> <td rowspan="3">現況報告書の写し</td> </tr> <tr> <td>補償コンサルタント登録規程第2条により登録されている補償コンサルタント（以下「補償コンサルタント登録業者」という。）</td> </tr> <tr> <td>地質調査業者</td> </tr> </tbody> </table>	ア 業者	イ 書類	測量業者	測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し	建設コンサルタント登録規程第2条により登録されている土木関係建設コンサルタント（以下「建設コンサルタント登録業者」という。）	現況報告書の写し	補償コンサルタント登録規程第2条により登録されている補償コンサルタント（以下「補償コンサルタント登録業者」という。）	地質調査業者
ア 業者	イ 書類								
測量業者	測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し								
建設コンサルタント登録規程第2条により登録されている土木関係建設コンサルタント（以下「建設コンサルタント登録業者」という。）	現況報告書の写し								
補償コンサルタント登録規程第2条により登録されている補償コンサルタント（以下「補償コンサルタント登録業者」という。）									
地質調査業者									
▲3	建築設備に係る設計又は工事監理に関する業務に係る申請をする場合								
▲4	市外業者の場合								
▲5	山口県税の全税目について、課税されていない場合								
▲6	山陽小野田市税の全税目について、課税されていない場合。なお、新設して間がなく納期限未到来の場合は、「法人等の設立・設置届」の写し（山陽小野田市税務課の受付印があるものに限る。）を納税証明書の代わりに添付してください。								
▲7	添付する直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入状況が、「加入」又は「適用除外」である場合								
▲8	営業所長等に代理権を与えない場合								
▲9	加入していない場合								
▲10	市外業者の場合又はISO9001、14001のいずれの認証も取得していない場合								
▲11	「新規」又は「再登録」の申請をする場合								

測量・建設コンサルタント等技術者資格一覧表

<p>測量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者
<p>土木関係建設コンサルタント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「機械設計」、「材料力学」、「材料強度・信頼性」、「機械力学・制御」、「機械ダイナミクス・制御」、「動力エネルギー」、「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」、「交通・物流機械及び建設機械」、「ロボット」又は「情報・精密機器」とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」又は「下水道」とするものに限る。）、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」もしくは「廃棄物・資源循環」とするものに限る。）、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、情報工学部門、応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「機械－機械設計」、「機械－材料力学」、「機械－材料強度・信頼性」、「機械－機械力学・制御」、「機械－機械ダイナミクス・制御」、「機械－動力エネルギー」、「機械－熱工学」、「機械－熱・動力エネルギー機器」、「機械－流体工学」、「機械－流体機器」、「機械－交通・物流機械及び建設機械」、「機械－ロボット」、「機械－情報・精密機械」、「電気電子」、「建設」、「上下水道－上水道及び工業用水道」、「上下水道－下水道」、「衛生工学－水質管理」、「衛生工学－廃棄物管理」、「衛生工学－廃棄物・資源循環」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」、「水産－水産土木」、「情報工学」又は「応用理学－地質」とするものに限る。）とするものに合格し、同法により技術士として登録を受けている者 ・ 技術士法による第1次試験のうち技術部門を機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門、森林部門、水産部門、情報工学部門又は応用理学部門とするものに合格し、同法により技術士補として登録を受けている者 ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 ・ 計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者 ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者 ・ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証（旧第1種伝送交換主任技術者資格者証を含む。）又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者 ・ （一社）建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
<p>建築関係建設コンサルタント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けている者 ・ 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18の建築設備士である者 ・ （公社）日本建築積算協会の行う建築積算士（旧建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者
<p>地質調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）、応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設－土質及び基礎」又は「応用理学－地質」とするものに限る。）とするものに合格し、同法により技術士として登録を受けている者 ・ 技術士法による第1次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門とするものに合格し、同法により技術士補として登録を受けている者 ・ （一社）全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者 ・ （一社）建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験（専門技術部門を「土質及び基礎」又は「地質」とするものに限る。）に合格し、登録を受けている者
<p>補償コンサルタント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けている者 ・ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けている者 ・ 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者 ・ 司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者 ・ （一社）日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

実務経験一覧表

土木関係建設コンサルタント	<p>次の実務経験を有している者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に関し20年以上の実務経験を有する者 2 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に関し22年以上の実務経験を有する者 3 その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者 <p>（注）「土木工学又は同等の工学に関する科目」とは、橋梁工学、土質科学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等をいい、「建設コンサルタント等業務従事年数」とは、建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の計画・管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。</p>
地質調査	<p>次の実務経験を有している者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し15年以上の実務経験を有する者 2 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し20年以上の実務経験を有する者 3 その他の者にあつては、地質・土質調査業務に25年以上の実務経験を有する者 <p>（注）なお、「土木工学又は同等の工学に関する科目」とは、橋梁工学、土質科学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等をいい、「地質・土質調査業務従事年数」とは、地質・土質調査業務の計画・調査・立案・助言及び管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。</p>
補償コンサルタント	<p>公共用地取得実務経験者（官公庁に勤務し、公共用地の取得業務に10年以上従事した実績のある者）</p>